

新型コロナ緊急事態宣言

来月6日まで国民に「行動変容」要請

安倍首相は、7日、7都府県を対象とする新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「緊急事態宣言」を発令しました。宣言の効力は、5月6日までの1か月間です。

同宣言を受け、7都府県知事による外出や休業の自粛要請のほか、物資の強制収容、土地や家屋の強制使用などの私的制限が可能になります。

補償拒否の姿勢あらためよ

休業を余儀なくされる労働者や飲食店などへの影響は計り知れず、自粛と一体での損失の補償や全国民への給付金支給を緊急に求める声が高まっていますが、政府は一貫して補償を拒んでいます。

日本共産党は、現時点で、感染の爆発的拡大を抑えるために、外出自粛の要請を強めるなどの措置を取ることは当然だと考えますが、最大の問題は、安倍首相が、この期に及んで、自粛と一体の補償を拒んでいることにあります。これでは、爆発的感染を抑えるうえでの実効性がないと言わざるを得ません。政府の責任で「緊急事態宣言」を発令する以上は、政府の責任において補償措置を行うことが急務となっていることを強調したいと思います。

影響甚大だからこそ補償が必要

安倍首相は、自粛要請による影響は、直接的影響だけでなく間接的な影響が甚大だから補償ができないといいますが、日本共産党は、影響が甚大だからこそ補償が必要と考えます。

現金給付策…対象が狭く不公平

政府の「緊急経済対策」についても、自粛と一体の補償を行うという立場が欠落しています。個人に対する現金給付も、中小企業に対する現金給付も対象が狭く不公平が生まれます。特に困窮している人々の中に分断を持ち込むのは最悪のやり方です。



3月議会報告

非常勤職員が4割を超える

行政サービス向上や危機管理は大丈夫？



沼田市は、国の方針に従った「行政改革」の名のもとに正職員の削減を進め、新年度にはほぼ計画通りの401人(56.2%)になりましたが、仕事量は増えることはあっても、減ることはない状況なので、賃金の低い非正規職員や退職職員を再任用で充てていくことになり、非常勤職員が313人(43.8%)と大幅に増えています。

国は、同一労働同一賃金を実現するといつて、それぞれの自治体の職員賃金表と同じ額にするとともに、ボーナスなども支給できる「会計年度任用職員」とする法律改正を行いました。一見、大きく改善したように見えますが、任期が1年以下と決められ、原則1年ごとに公募し、選定されることとなります。公募によらない場合も認められていますが、4年間で、5年目はまた公募されます。いずれにしろ契約は、1年以下の単位ですので、年間の賃金では、正規職員の半分以下程度で、ワーキングプアと言われる年間250万円以下がほとんどです。

例えば、今起こっている「新型コロナウイルス感染症」に対する医療現場では、長年にわたって行われてきた「医療への行財政改革」によって、病院・医療設備・ベット数の削減及びマンパワーの削減が大きく影響し、どこの地域でも医療崩壊直前です。

平常時の行政サービスの向上はもちろん、災害時での住民に対する危機管理や安全対策が徹底されるのか、大いに心配であり、日本共産党は、自治体が、基本的には正職員で運営されることが必要と考えています。

